告示

埼玉県告示第百六十一号

に掲げる期間委託した。 により、次の表の上欄に掲げる者に、 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定 同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

徴収分	いて伝	越谷県	税事致	所、坎	玉県	表取締役 横田 祐平 朝霞	式会社アイヴィジット 県税恵	一号事務記	京都渋谷区代々木二丁目二 埼玉県	代表者氏名 委受託者の住所、名称及び
金の収納事務	行う県税に係る	県税事務所にお	務所及び埼玉県	埼玉県春日部県	川越県税事務	県税事務所、埼	事務所、埼玉県	所、埼玉県川口	県さいたま県税	託 内容
							二月二十八日まで	日から平成三十三年	平成三十一年三月一	委託期間